

2017年10月6日
株式会社 七十七銀行

「資産承継プランニング業務」の取扱開始について

株式会社 七十七銀行（頭取 氏家 照彦）では、高齢化社会の進展を踏まえ、相続対策への取組みを強化するため、三菱UFJ信託銀行株式会社と提携する信託契約代理業務において、新たに「資産承継プランニング業務」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、商品・サービスの充実に努めてまいります。

記

1. 「資産承継プランニング業務」の概要

お客さまからご提供いただく財産に関する情報をもとに現状の分析を行い、お客さまと一緒に次世代への財産承継に向けた計画を検討し、報告書にまとめさせていただくサービスです。

2. 報告書の内容

- (1) ライフプランおよび目的の明確化
お客さまのライフプラン・目的、次世代への財産承継の考え方
- (2) 家族構成および財産等の現状把握
家族構成・財産構成の現状、相続税の概算、財産明細
- (3) 現状分析およびプランの検討
財産構成の分析と検討、キャッシュフローの試算と検討、ライフプランの検討、資産承継プランの試算と検討

3. 取扱開始日

2017年10月10日（火）

4. 取扱店

本店営業部、名掛丁支店、卸町支店、塩釜支店、石巻支店、気仙沼支店、古川支店、佐沼支店、白石支店および岩沼支店（以上10カ店の信託契約代理業務取扱店）

以上